

〇つくばみらい市職員等の公益通報に関する要綱

令和4年5月26日

告示第106号

(目的)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、職員等からの公益通報の処理に関して必要な事項を定めることにより、公益通報をした者の保護を図るとともに、公正な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員、同法第3条第3項に規定する非常勤特別職の職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時職員、市から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の従業員で当該市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- (2) 公益通報 職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる不正の是正又は防止のための通報をいう。
- (3) 通報者 公益通報をした職員等をいう。
- (4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、本市の行政運営に関し、次の各号に掲げる事案を知り得たときは、第4条に規定する公益通報委員会に対し、公益通報を行うことができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）違反又はこれに至るおそれのある事案
- (2) 人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事案
- (3) その他市民全体の利益等公益に反するおそれのある事案

2 前項の公益通報は、職員等公益通報書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、公益通報の事実を証明する証拠書類がある場合は、職員等公益通報書に添付するものとする。

- 3 職員等は、公益通報をする場合は、実名によらなくてはならない。
- 4 職員等は、公益通報について、市の行政運営の適正化に資するために行うものとして、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によりこれを利用してはならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、職員等は、勤務条件に関する事案については公益通報をすることができない。

(公益通報委員会の設置)

第4条 市長は、職員等からの公益通報を調査するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）で組織する。
- 3 委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長をもって充てる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員等に係る公益通報については、当該委員は、委員会が当該委員から公益通報に係る事情を聴く必要があると認める場合を除き、委員会の会議に参加することができない。
- 8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会での公益通報の取扱い)

第6条 委員会は、公益通報について職員等公益通報書の提出を受けたときは、遅滞なく当該公益通報を受理するか否かの審査を行わなければならない。

- 2 委員会は、公益通報の内容等の審査により、当該公益通報が第3条第1項各号のいずれにも該当する通報であると認められない場合は、これを受理しないものとする。
- 3 委員会は、公益通報を受理するか否かを決定し、その結果を職員等公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、公益通報の受理を決定したときは、次に掲げる手段により、遅滞なく当該公益通報に係る事実確認のための調査を行わなければならない。

- (1) 公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監

督する責務を負う者から当該公益通報に係る事情を聴くこと。

(2) 公益通報に係る事案に係る職員等から事情を聴くこと。

(3) 公益通報に係る書類等を閲覧し、又はその関係する書類等を提出させること。

2 委員会は、前項の調査を市長が指定する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができる。

（調査員の調査）

第8条 調査員は、前条第2項の規定により公益通報に関する調査を行った場合は、当該公益通報に係る調査の結果を職員等公益通報調査報告書（様式第3号）により委員会に報告しなければならない。

（調査結果の報告等）

第9条 委員会は、前2条による調査の結果、当該公益通報に係る事務事業に関し、公益通報に係る事実があると認めるときは、その内容を職員等公益通報調査結果報告書（様式第4号）により、事実を証明する証拠書類とともに任命権者に報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の調査結果の報告を受けたときは、速やかに当該公益通報に係る事実について是正措置を行うほか、必要に応じて当該公益通報に係る事実に関与した者を告発するなど、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 委員会は、前2条の規定による調査の結果、当該通報に係る事務事業において、公益通報に係る事実が認められなかったとき、又は調査を尽くしても公益通報に係る事実が判明しないときは、その旨を第1項に定める職員等公益通報調査結果報告書に記載し、任命権者に報告しなければならない。

4 委員会は、前2条の規定による調査及び第2項の規定による措置の結果を職員等公益通報調査・措置結果通知書（様式第5号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）

第10条 通報者に関する情報は、非公開とし、公益通報の処理等調査に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

2 任命権者は、通報者が公益通報を行ったことを理由として、人事、給与、その他職員の勤務条件等について、不利益な処分をしてはならない。

（補則）

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

職 員 等 公 益 通 報 書

通報者氏名		本書に記載した日	年 月 日
通報者所属			
通報者種別 (○を付けて ください。)	一般職員・会計年度任用職員・教職員・非常勤特別職の職員 受託事業者従業員(社名 ) 指定管理者従業員(団体名 ) 派遣労働者(社名 )		
希望する 連絡方法	電話(自宅・職場・携帯・その他( ))・電子メール FAX(自宅・他( )) 郵送(自宅・職場・その他( ))・その他( )		
連絡先			
通 報 内 容	①通報対象者氏名		所属
	②通報対象事実は(生じている・生じようとしている・その他( )) (いつ) (どこで) (何が) (どのように) (なぜ生じたのか)  対象となる法令違反等		
	③通報対象事実を知った経緯		
	④通報対象事実に対する考え		
	⑤その他補足事項		
証拠書類(有(書面・テープ・その他( ))・なし) 調査結果の通知(希望する・希望しない)			
受付番号		受付年月日	年 月 日

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市公益通報委員会

職員等公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けであなたから受け付けた公益通報の対応は、次のとおり決定したのでつくばみらい市職員等公益通報に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

1 件 名

2 結 果

- (1) 公益通報として受理し、当該対象事実について調査を開始しました。
- (2) 次の理由により、公益通報とは認められないので、不受理といたしました。  
不受理の理由

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

公益通報委員会 宛

調査員職氏名

職員等公益通報調査報告書

受付番号		通報者名	
通報内容			
調査期間	年 月 日～ 年 月 日		
調査方法 ( 該当項目 に○印を 付ける。 )	1 通報者からの情報収集 2 既に提出されている関係文書の調査 3 所属上司の聞き取り 4 関係職員からの聞き取り査 5 その他( )		
調査結果	事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし	
	調査状況		
特記事項			

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

様

つくばみらい市公益通報委員会

職員等公益通報調査結果報告書

調査受付日	年 月 日	受付番号	
調査期間	年 月 日～ 年 月 日		
調査結果	事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報対象事実あり	<input type="checkbox"/> 通報対象事実なし
その他 参考事項			

※ 通報者の氏名については、その他参考事項欄に記載すること。

様式第5号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

つくばみらい市公益通報委員会

職員等公益通報調査・措置結果通知書

調査受付日	年 月 日	受付番号	
調査期間	年 月 日～	年 月 日	
調査結果	事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし	
措置結果			
その他 参考事項			

本件措置に関する問合せ先  
所属・担当者  
電話

